

平成30年第4回  
笠間市議会定例会会議録 第2号

平成30年11月7日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	海老澤	勝君
副議長	14番	石松俊	雄君
	2番	村上寿	之君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	6番	畑岡洋	二君
	7番	橋本良	一君
	8番	石田安	夫君
	9番	蛭澤幸	一君
	10番	野口	圓君
	11番	藤枝	浩君
	12番	飯田正	憲君
	13番	西山	猛君
	15番	萩原瑞	子君
	16番	横倉き	ん君
	17番	大貫千	尋君
	18番	大関久	義君
	19番	市村博	之君
	20番	小藪江	一三君
	21番	石崎勝	三君

欠席議員

1番 田村泰之君

出席説明者

市	長	山口伸	樹君
副市	長	近藤慶	一君
教	育	今泉	寛君
市長	公室	長 塩畑正	志君

総務部長	中村公彦君
市民生活部長	石井克佳君
保健福祉部長	下条かをる君
産業経済部長	古谷茂則君
都市建設部長	大森満君
上下水道部長	市村勝巳君
市立病院事務局長	友水邦彦君
教育次長	小田野恭子君
消防長	安達裕一君
笠間支所長	渡部明君
岩間支所長	伊勢山裕君

---

#### 出席議会事務局職員

議会事務局長	渡辺光司
議会事務局次長	堀越信一
次長補佐	若月一
係長	神長利久
主幹	塩田拓生

---

#### 議事日程第2号

平成30年11月7日（水曜日）

午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第78号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について
- 議案第80号 笠間市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例について
- 議案第81号 笠間市福ちゃんの森公園管理運営基金条例について
- 議案第82号 字の区域の変更について
- 議案第83号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市宮友部駅南口自転車駐車場）

- 議案第84号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）  
議案第85号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）  
議案第86号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第4号）  
議案第87号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第88号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第89号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第90号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第91号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

## 1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 議案第78号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について  
議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について  
議案第80号 笠間市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例について  
議案第81号 笠間市福ちゃんの森公園管理運営基金条例について  
議案第82号 字の区域の変更について  
議案第83号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市宮友部駅南口自転車駐車場）  
議案第84号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）  
議案第85号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）  
議案第86号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第4号）  
議案第87号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第88号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）  
議案第89号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議案第90号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）  
議案第91号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

---

午前10時00分開議

### 開議の宣告

○議長（海老澤 勝君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は19名であります。本日の欠席議員は1番田村泰之君、17番大貫千尋君であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

---

### 議事日程の報告

○議長（海老澤 勝君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、議事日程第2号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

○議長（海老澤 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、18番大関久義君、19番市村博之君を指名いたします。

---

議案第78号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について

議案第80号 笠間市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例について

議案第81号 笠間市福ちゃんの森公園管理運営基金条例について

議案第82号 字の区域の変更について

議案第83号 指定管理者の指定について（笠間市地域交流センターともべ及び笠間市営友部駅南口自転車駐車場）

議案第84号 指定管理者の指定について（笠間市立つつじ公園）

議案第85号 指定管理者の指定について（かさま歴史交流館井筒屋）

議案第86号 平成30年度笠間市一般会計補正予算（第4号）

議案第87号 平成30年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 平成30年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第89号 平成30年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）

議案第91号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（海老澤 勝君） 日程第2、議案第78号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第91号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算（第2号）までの14件を一括議題といたします。

議案の説明は既に終了しております。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告に従い発言を許可いたします。なお、質疑は3回までとなります。複数の議案に質疑がある場合には、1件ごとに質疑を終結させてから次に移ってください。

まず、15番萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） それでは質疑を行います。

議案第90号 平成30年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）について、管理監督実務研修負担金の減額についてお伺いいたします。

どのような研修の内容なのか。研修が不要になったのはなぜか。3、今後、研修を取り入れるのかについてお伺いをいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） 萩原議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、管理監督実務研修でございますが、市立病院の管理監督の看護師を育成するために、茨城県立中央病院に派遣をしまして研修を行うものでございます。

次に、研修が不要になったのはなぜかということでございますが、管理監督実務研修を行っていないわけではなく、実施はしてございます。実務研修をする看護師の人件費につきましては、負担金としてではなく、市立病院から給料として直接支払うことになりましたので、今回、減額をさせていただくものでございます。

次に、今後の研修についてでございますが、本研修は4月から県立中央病院において実施をしているところでございまして、来年度以降も継続して実施していきたいと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 萩原瑞子君。

○15番（萩原瑞子君） ありがとうございます。5日の日の議案説明の中で、ある程度の説明がされたほうがよかったのではないかと思います。ありがとうございます。

○議長（海老澤 勝君） 市立病院事務局長友水邦彦君。

○市立病院事務局長（友水邦彦君） このような場合、詳細にわたって説明したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（海老澤 勝君） よろしいですか。

17番大貫千尋君が着席いたしました。

次に、3番石井 栄君の質疑を行います。

○3番（石井 栄君） 3番、日本共産党の石井 栄です。議長の許可を受けて議案質疑を行います。

まず初めに、議案第79号 笠間市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例について質問をいたします。

まず、企業の本社機能の移転等の促進を通じて就業の機会の創出及び経済基盤の強化を図ることをこの条例は目的としておりますが、何をもって企業の本社機能の移転としているのか。

それから、2番目は、上記の判断はどの機関の誰が行うことになっているのか。

それから、もともとあった固定資産税に対する不均一課税が100分の0.014であったのでありますけれども、これに加えて課税免除、すなわち課税を全額免除する規定を設けて企業誘致にどの程度の効果があると期待しているのか。

4番目、地方活力向上地域とは、笠間市内のどの地域を指しているのか。

5番、地方活力向上地域の指定は、どの機関がどのように行うのか。

6番、この措置は、市が決めたときには国からの財政措置はどのような形でどのように行われるのか、あるいは財政措置はないのか。

7番、固定資産税を免除して、それを上回る法人市民税等の納付があれば市の財政はプラスに転じますが、逆に固定資産税の免除額より法人市民税の納付が少なくなる場合は、この措置の継続はどのようにするのか。

8番、地域の周辺環境に悪影響を与える場合、あるいはそのおそれがある企業にはどのような対応をとるか。

9番、営業不振で企業が撤退する際には、市はどのような対応をするのか、お答えいただきたいと思えます。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 3番、石井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、何をもって企業の本社機能の移転としているのかでございますけれども、本件につきましては、国の施策といたしまして、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地方経済の活性化等を推進するに当たりまして実施された本社機能移転に係る税制の改正にあわせて、市の条例を改正するものになります。

本社機能につきましては、地方再生法の施行規則におきまして、事業所であって、調査及び企画部門、情報処理部門などのために使用されるもの、もしくは研究所または研修所などと定義をされてございます。

2番目といたしまして、判断の機関でございますけれども、こちらは茨城県知事が認定

することとなります。

3番目でございますけれども、全額控除をする規定を設けての効果でございますけれども、企業が他市町村と比較いたしまして立地を検討する際に効果的な判断材料の一つになると期待しているところでございます。

4番目といたしまして、どの地域を指しているのかでございますけれども、笠間市におきましては市内全域が地方活力向上地域となっております。

5番目でございますけれども、地域の指定の機関でございますけれども、地方活力向上地域につきましては、茨城県と笠間市が共同で地域再生計画のほうを作成いたしまして、内閣総理大臣の認定を受けたことによりまして設定がなされたところでございます。

6番目でございますけれども、国からの財政支援措置でございますが、本制度に基づきまして免除もしくは不均一課税をした固定資産税の12.5から75%につきましては、地方交付税による減収補填措置がなされることとなっております。

7番目でございますけれども、固定資産税の免除額より法人市民税の納付が少なくなる場合の措置でございますけれども、本制度につきましては、法人市民税等の税額にかかわらず措置することとなります。なお、免除等の措置につきましては3年間に限定されてございますので、4年目以降につきましては固定資産税も全額納付されることとなります。

また、企業が立地した際につきましては、税収がふえるだけではなく、雇用機会の確保や地域経済の活性化などの波及効果も大きいというふうに考えているところでございます。

8番目でございますけれども、地域の周辺環境に悪影響を与える企業の対応ということでございますけれども、企業につきましては各種法令等を遵守し、立地及び事業活動を実施することになりますので、地域周辺環境に悪影響があるということはないというふうに考えているところでございます。

9番目でございますけれども、企業が撤退する際の対応でございますが、免除等の措置につきましては3年間に限定しておりますので、この期間に撤退する事業者がいるというふうには考えてございません。ただし、万が一、事業の廃止または休止があった場合には、課税免除等の承認を取り消すことができるということとしてございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今、ご答弁がありましたけれども、地域の周辺環境に悪影響を与えることにはならないということだったわけですが、仮にそういうことがあった場合には、市としてどのような対応をとるのかという質問でしたので、それについての見解をお伺いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） 企業誘致の関係でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

この企業につきましては、そもそも事業所ということになっておりますので、周辺に悪影響を及ぼすような企業では、というか、そういうことを行わない、事務所でございますので、それで店舗でありますとか工場を除くということになっておりますので、それはないというふうに考えております。以上です。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、3回目の質問、その件に関してなんですけれども、そうしますと、研究所とかそういう、何と言いますか、場所の設置によって、仮に起こるといっても全く考えられないと、周辺に悪影響があるということは考えられないということではないですか。

○議長（海老澤 勝君） 市長公室長塩畑正志君。

○市長公室長（塩畑正志君） その事業の認定につきましては、その前にいろいろな審査とか、そういうものを行いますので、それはないというふうに考えております。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、2番目の議案について、議案第80号 笠間市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例について、1回目の質問を行います。

1番、地域経済牽引事業とは何か、具体的にはどのような事業を想定しているのか。

2番、先進性がある、あるいは先進的な取り組みであると認められたときとの説明が議案説明の中でございましたけれども、その基準は何でしょうか。

3番、上記の判断は、どの機関がどのように行うのか。

4番、市がこの措置を決め適用すると、市は国からどのような財政措置がとられるのか、お願いします。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） 3番、石井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、地域経済牽引事業とは何かというご質問でございますが、地域経済牽引事業につきましては、当該行為におきまして地域の特性を生かした事業であって、高い付加価値を創出し、地域経済に相当の経済的効果を生むものと定義づけられているところでございます。

具体的には、交通、物流、インフラを活用した成長ものづくり分野や、農水産物、食品産業の産業集積を活用した食品関連産業分野などが挙げられるところでございます。

2番目でございますけれども、先進性の基準でございますが、同業他社に普及していない技術等を利用した製品やサービス、新たな顧客層を開拓する方法等が確認できる事業であれば先進性が認められる可能性が高いというふうにされているところでございます。

3番目の判断機関でございますけれども、経済産業省が設置いたします地域経済牽引事業先進性評価委員会におきまして判断することとなります。

4番目の国の財政支援措置でございますけれども、本制度に基づきまして、減免した固定資産税の75%につきまして、地方交付税による減収補填の措置がなされるところでございます。以上でございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） そうしますと、2回目の質問に移りますけれども、今、ご説明がありました国の財政措置についてですけれども、その財政措置のあり方なんです、基準財政収入額からその免除した部分を差し引く形での支援措置となるのか、どういう仕組みで支援措置が行われるのか、その辺、教えていただきたいと思います。

○議長（海老澤 勝君） 総務部長中村公彦君。

○総務部長（中村公彦君） こちらのほうにつきましては、基準財政需要額の中に算定をされまして、収入額のほうに算定をされるような形になります。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、三つ目の議案について質問をいたします。

議案第81号 笠間市福ちゃんの森公園管理運営基金条例について、1回目の質問をさせていただきます。

一つ、1番は、基金として積み立てる額は一般財団法人茨城県環境保全事業団の交付金をもって原資とすると記載されておりますけれども、一般財団法人茨城県環境保全事業団の交付金とは、一般財団法人茨城県環境保全事業団がどのようにして確保したものなのか、お願いします。

2番目、福ちゃんの森公園の管理運営費は、全協の説明では年額900万円としておりますけれども、その内訳について説明をいただきたいと思います。

3番目、900万円のうち市が300万円負担するとしておりますが、その理由と根拠についてお願いします。

4番目は、900万円のうち事業団が600万円負担するとしておりますけれども、その理由、根拠についてお願いいたします。

それから、5番目、第6条では、「基金は、第1条に規定する目的に充てるため、基金の全部又は一部を処分することができる」と記されておりますけれども、毎年900万円支出するのか、それを上限として必要額を支出するのか、この辺の説明をお願いします。

それから、6番目ですが、10月全協資料6番では、またこの前の説明では、事業団の負担額に不足が生じるときのみ5年後及び事業団の最終処分場の埋め立て終了時点で負担額の見直しを行うこととしますとしておりますけれども、負担額の見直しを行うということは市の負担額がふえるということなのかどうか、以上6点についてお願いいたします。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 3番、石井議員のご質問にお答えをいたします。

笠間市福ちゃんの森公園管理運営基金条例についてのうち、まず一般財団法人茨城県環

境保全事業団の交付金とはどのようにして確保したお金なのかというご質問でございますが、事業団に確認をいたしましたところ、事業団が行う事業全体の収益の中から確保されたものでございます。

次に、2番目の福ちゃんの森公園の管理運営費を年額900万円としている内訳でございますが、職員の人件費あるいは光熱費などの需用費、空調設備の保守点検などを要しまして、合わせますと約915万円を見込んでいただいております。

これに対しまして、施設の使用料等の収入を約15万円と見込んでございますので、差し引きまして年額900万円を管理運営費としているものでございます。

次に、3番目の900万円のうち市が300万円負担としている理由、根拠とのご質問でございますが、福ちゃんの森公園は福田地区住民だけでなく、交流による地域振興を図る公園として多くの方々の利用を目的とさせていただきます。このため、茨城県、環境保全事業団、そして笠間市及び福田地区対策協議会の4者の検討委員会による協議によりまして、負担割合を市が3分の1、事業団が3分の2相当としたところでございます。

また、4番目、900万円のうち事業団が600万円負担するとしている理由、根拠とのごことでございますが、福ちゃんの森公園は、エコフロンティアかさまの設置に伴います地域振興事業の一環として整備がなされました公園であり、先ほども申し上げましたけれども、4者の協議によりまして事業団が3分の2相当としたところでございます。

次に、5番目、第6条で処分について定めているが、毎年900万円支出するのか、それを上限として必要額を支出するのかとのご質問でございます。まず、管理運営費の900万円は、年間の見込み額でありまして、基金から毎年900万円を支出するということではございません。笠間市の設置、管理する公園でございますので、管理運営に要する費用につきましては、市が予算化をした上で支出をしまいたいということになります。実際の管理運営に要した費用のうち3分の2相当を基金から財源として充当しまして、3分の1相当を一般財源で賄うものでございます。

次に、6番目、事業団の負担額に不足が生じるときのみ、5年後及び最終処分場の埋め立て終了時点で負担額を見直すとしているが、市の負担がふえることなのかとのご質問でございますが、実際の管理費総額によりまして市の負担額も増減してまいります。このため、経費の節減に努めながら、管理運営をしまいたいと考えているところでございます。

また、事業団の負担額につきましては、先ほども申し上げましたが、年間の管理運営費を900万円と見込んだ上で、その3分の2相当を施設の耐用年数の基準であります24年分、これを前倒しで一括交付を受けるというものでございますが、実際の管理運営費が見込み額を上回り不足額が生じるという見込みになった場合に、協議によりまして見直しを行うこととしているものでございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） それでは、2回目の質問なんですけれども、ここで、事業団の負担額に不足が生じるときのみ5年及びと書いてありますけれども、5年後というのはいつからさかのぼって5年後という意味なのでしょうか。

○議長（海老澤 勝君） 市民生活部長石井克佳君。

○市民生活部長（石井克佳君） 5年後との、その意味でございますけれども、今年度、協定によります初年度、本年度が初年度となりますので、本年度を初年度として5年間の状況を見きわめた上で、5年後に見直すものでございます。平成35年度になろうかと考えてございます。

○議長（海老澤 勝君） 石井 栄君。

○3番（石井 栄君） 以上です。終わります。

○議長（海老澤 勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号 笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ないし議案第91号 平成30年度笠間市水道事業会計補正予算(第2号)については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託区分表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

---

## 散会の宣告

○議長（海老澤 勝君） 以上で、本日の日程は終了しました。

これにて解散します。ご苦労さまでした。

なお、次の本会議は11月12日に開きますので、ご参集願います。ありがとうございました。

この後、議会運営委員会を開きます。関係委員は会議室にご参集願います。

午前10時24分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 海老澤 勝

署名議員 大関 久義

署名議員 市村 博之